

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年5月1日

【会社名】 シシンプロメンテ株式会社

【英訳名】 Shin Pro Maint Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長兼社長 内藤 秀雄

【本店の所在の場所】 東京都品川区東大井二丁目13番8号

【電話番号】 03(5767)1616

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 大崎 秀文

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区東大井二丁目13番8号

【電話番号】 03(5767)1616

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 大崎 秀文

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

当社は、平成29年4月27日開催の取締役会において、持株会社体制への移行に伴い、当社を持株会社化するために必要な一部の機能を除く一切の事業（メンテナンス事業）を、平成29年3月30日付けで設立した当社の完全子会社であるシンプロメンテ分割準備株式会社（以下「承継会社」といいます。）へ承継させること（以下、「本吸収分割」といいます。）を決定し、同日、承継会社との間で吸収分割契約を締結しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 本吸収分割の相手会社についての事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	シンプロメンテ分割準備株式会社
本店の所在地	東京都品川区東大井2丁目13番8号
代表者の氏名	代表取締役 内藤 秀雄
資本金の額	10百万円
純資産の額	10百万円
総資産の額	10百万円
事業の内容	店舗の設備・厨房機器及び内外装等のトータルメンテナンスサービス事業

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益  
 承継会社は、平成29年3月30日に設立されたため、該当事項はありません。

大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

大株主の名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合
シンプロメンテ株式会社	100%

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	当社がシンプロメンテ分割準備株式会社の発行済株式の100%を保有しております。
人的関係	当社は、シンプロメンテ分割準備株式会社に取締役及び監査役を派遣しております。
取引関係	シンプロメンテ分割準備株式会社は営業を開始していないため、当社との取引関係はありません。

### (2) 本吸収分割の目的

当社は、飲食及び物販・小売り店舗チェーンを中心に、現在全国29,000を超える店舗等にメンテナンスサービスを提供しております。店舗にある設備・機器や内外装の不具合についての対応依頼を受け付け、独自の協力会社のネットワークを用いて、お客様に成り代わり、修理・修繕、管理業務をワンストップで行う店舗メンテナンスアウトソーサーです。

そのメンテナンス事業を基盤事業として安定的に規模を拡大してまいりましたが、この度、主にチェーン展開型店舗を持つ企業へのより一層のサービスを提供することを目的として株式会社乃村工藝社と資本提携及び業務提携（以下、「本提携」といいます。）についての契約、また、本提携の一環として、株式会社テスコを完全子会社とする株式交換契約を締結いたしました。

この戦略遂行を迅速に当社の企業価値の向上につなげるためにも、各事業会社の責任体制の明確化を図るとともに、今後、M&A戦略を機動的かつ迅速に進めていくためにもグループ運営体制を構築することが望ましいと判断し、持株会社体制へ移行する方針を決定しております。

### (3) 本吸収分割の方法、吸収分割に係る割当ての内容その他の吸収分割契約の内容

吸収分割の方法

当社を吸収分割会社とし、承継会社を吸収分割承継会社とする分社型吸収分割により行います。

吸収分割に係る割当ての内容

当社は、承継会社の発行済株式の全てを保有しているため、本吸収分割に際して、株式の割当て、金銭その他の財産の交付を行いません。

その他の吸収分割契約の内容

ア．分割の日程

持株会社体制移行準備開始決議	平成29年 2月16日
分割準備会社設立日	平成29年 3月30日
吸収分割契約締結承認取締役会	平成29年 4月27日
吸収分割契約締結日	平成29年 4月27日
吸収分割契約承認時株主総会	平成29年 5月26日（予定）
吸収分割の効力発生日	平成29年 9月 1日（予定）

イ．本吸収分割により増減する資本金

本吸収分割に伴う当社の資本金の増減はありません。

ウ．本吸収分割に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

当社は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりませんので、該当事項はありません。

エ．承継会社が承継する権利義務

承継会社は、本件事業に関する権利義務のうち本吸収分割に係る吸収分割契約において定める当社を持株会社化するために必要な一部の機能を除く一切の事業（メンテナンス事業）に係る資産、債務その他の権利義務を当社から承継します。また、当社が上記事業に属する全従業員との間で締結している雇用契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務について、承継会社に承継します。

なお、承継会社が承継する債務については、重畳的債務引受の方法によるものとします。

オ．債務履行の見込み

本吸収分割後、当社及び承継会社の資産の額は、負債の額を上回ることが見込まれており、また、本吸収分割後の収益見込みについても、当社及び承継会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予測されていません。

以上より、本吸収分割後において当社及び承継会社が負担すべき債務につき履行の見込みがあると判断しています。

(4) 吸収分割に係る割当ての内容の算定根拠

該当事項はありません。

(5) 本吸収分割の後の吸収分割承継会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	シンプロメンテ株式会社（平成29年 9月 1日付けで「シンプロメンテ分割準備株式会社」より商号変更予定）
本店の所在地	東京都品川区東大井 2丁目13番 8号
代表者の氏名	代表取締役 内藤 秀雄
資本金の額	10百万円
純資産の額	10百万円
総資産の額	10百万円
事業の内容	店舗の設備・厨房機器及び内外装等のトータルメンテナンスサービス事業

（以下、本吸収分割に係る吸収分割契約書の内容を添付）

吸収分割契約書

シンプロメンテ株式会社（以下「甲」という。）及びシンプロメンテ分割準備株式会社（以下「乙」という。）は、甲がその事業に関して有する権利義務の一部を乙に承継させる吸収分割に関し、次のとおり吸収分割契約書（以下「本契約」という。）を締結する。

#### 第1条（吸収分割）

甲は、本契約の定めに従い、吸収分割により、甲を持株会社化するために必要な一部の機能を除く一切の事業（以下「本件事業」という。）に関して有する権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する（以下「本件分割」という。）。

#### 第2条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、次の各号のとおりである。

##### （1）甲（吸収分割会社）

商号： シンプロメンテ株式会社

住所： 東京都品川区東大井二丁目13番8号

##### （2）乙（吸収分割承継会社）

商号： シンプロメンテ分割準備株式会社

住所： 東京都品川区東大井二丁目13番8号

#### 第3条（承継する権利義務）

1. 乙が本件分割により甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（以下「本承継対象権利義務」という。）は、別紙「承継権利義務明細表」記載のとおりとする。
2. 前項の規定による甲から乙への債務の承継については、すべて重疊的債務引受の方法によるものとする。但し、この場合における甲乙間の最終的な債務の負担者は乙とし、当該承継する債務について、甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対しその負担の全額について求償することができるものとする。

#### 第4条（吸収分割に際して交付する金銭等）

甲が乙の発行済株式の全部を所有していることから、乙は、本件分割に際して、甲に対し、本承継対象権利義務に代わる金銭等の交付を行わない。

#### 第5条（資本金及び準備金の額に関する事項）

乙は、本件分割により資本金及び準備金の額を増加しない。

#### 第6条（効力発生日）

本件分割が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、平成29年9月1日とする。但し、本件分割に係る手続の進行に応じ必要がある場合は、甲及び乙が協議の上、これを変更することができる。

#### 第7条（分割承認決議等）

甲及び乙は、効力発生日の前日までに、それぞれ、株主総会における本契約の承認、その他関連法令により必要となる手続を行うものとする。

#### 第8条（善管注意義務）

甲は、本契約締結日から効力発生日に至るまでの間、善良なる管理者の注意をもって本件事業に係る業務の遂行及び財産の管理をするものとし、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼす事項を行う場合には、予め乙と協議の上、これを実行する。

#### 第9条（本契約の効力）

1. 本件分割の効力発生は、甲を株式交換完全親会社、株式会社テスコ（東京都三鷹市上連雀一丁目12番17号）を株式交換完全子会社とし、株式交換の効力発生日を平成29年9月1日とする株式交換の効力が発生したことを条件とする。
2. 効力発生日までに第7条に定める甲及び乙の株主総会における本契約の承認を得られない場合、本契約はその効力

を失う。

#### 第10条（本契約に定めのない事項）

本契約に定める事項のほか、本件分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議の上、これを決定する。

本契約の締結の証として本書1通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、甲がその原本を、乙がその写しを保有する。

平成29年4月27日

甲：東京都品川区東大井二丁目13番8号  
シンプロメンテ株式会社  
代表取締役会長兼社長 内藤 秀雄

乙：東京都品川区東大井二丁目13番8号  
シンプロメンテ分割準備株式会社  
代表取締役 内藤 秀雄

#### 承継権利義務明細表

乙は、本件分割により、効力発生日における本件事業に属する次に記載する資産、債務、雇用契約、その他の権利義務を甲から承継する。なお、承継する権利義務のうち資産及び負債については、平成29年2月28日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本件分割の効力発生日前日までの増減を加除した上で確定する。

#### 1. 承継する資産

本件事業に係る一切の資産。但し、以下のものを除く。

- (1) グループ経営管理事業に係る現預金
- (2) 甲が株式会社テスコとの間で平成29年4月27日付で締結した「株式交換契約書」に基づき取得する株式会社テスコの株式
- (3) 株式会社乃村工藝社との間で平成29年4月27日付で締結した「合弁契約書」に基づき引き受ける合弁会社の株式
- (4) 前各号に掲げる他、甲のグループ経営管理事業により生じる立替金、前払費用その他の流動資産及び固定資産

#### 2. 承継する負債

本件事業に係る一切の債務。但し、以下のものを除く。

- (1) 租税債務及び法令上等の理由等により承継できない債務
- (2) 未払配当金債務
- (3) 前各号に掲げる他、甲のグループ経営管理事業により生じる流動負債及び固定負債

#### 3. 承継する雇用契約

効力発生日の直前において甲が従業員との間で締結している雇用契約の一切。

#### 4. 承継するその他の契約上の地位

##### (1) 契約上の地位

本件事業に関する契約及びこれらの契約に基づく権利義務の一切。但し、以下のものを除く。

会計監査人との間で締結した監査契約（これに関連する契約を含む。）

株主名簿管理人との間で締結した株主名簿管理人委託契約（これに関連する契約を含む。）

金融機関との間で締結した甲の株式事務のための預金口座に関する契約

甲が発行する有価証券の株式会社東京証券取引所への上場及び上場維持等に関連して、新規上場時の主幹事証券会社との間で締結した一切の契約（これに関連する契約を含む。）

甲が発行する有価証券の株式会社東京証券取引所への上場に関連して株式会社東京証券取引所との間で締結

した上場契約（これに関連する契約を含む。）

乙に承継されない資産及び債務に附帯又は関連する契約

前各号に掲げる他、甲のグループ経営管理事業にかかる契約

5. 承継する許認可等

本件事業に関する許可、認可、免許、承認、登録、確認、認定及び届出等で法令上承継可能なもの。

以上